

創業支援融資制度

令和3年10月4日現在

1.商品名（愛称）	・創業支援融資制度
2.商品の概要	・お客様の事業の進捗状況に合わせて、当初は毎月の約定返済なしに必要な時に必要な資金をご利用いただく当座貸越。その後、事業の進展に伴い毎月約定返済のある証書貸付で創業を支援する商品です。
3.ご利用いただける方	・以下の条件を満たし、かつ当金庫が適当と認めた法人および個人とします。 (1) 当金庫の会員または会員資格を有する方 (2) 申込時、満20歳以上の方 (3) 起業・・・新規事業を始める方、または事業開始後税務申告を二期終了していない方 (4) 第二創業・・・新たに第二創業（経営多角化、事業転換）を図る方または第二創業後2年以内の方
4.ご融資資金の用途	・運転資金、設備資金
5.ご融資金額	・原則として所要資金の80%以内かつ10,000千円以内
6.ご融資期間	・当座貸越は、融資後1年目の応当日以降に迎える決算日の4か月後まで（最短約16か月、最長約28か月） 証書貸付は、原則として10年以内
7.ご融資利率	・当座貸越 年1.2%（固定金利） 証書貸付へ移行後 返済期間7年以内 年1.5%（変動金利） 返済期間7年超 年2.0%（変動金利） ※証書書付のご融資利率は当金庫の定める短期プライムレートを基準に変動します。短期プライムレートの変動があった場合、変更後のお借入利率の適用開始日は、基準日の翌月の最初に到来する利息支払日または約定返済日の翌日になります。
8.ご返済方法	・当座貸越は、元金任意返済 証書貸付は、元金均等分割返済
9.担保	・原則として不要です。
10.保証人	・「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた対応とさせていただきます。
11.手数料	・融資用紙（信用金庫取引約定書）代として550円（税込）お支払いいただきます。（用紙代がかからない場合もございます）。繰上げ返済手数料、条件変更手数料等については、店頭「融資関係その他手数料一覧」をご覧ください。
12.その他	・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。詳しくは、お近くのとねしん窓口「説明書」を用意していますので、お気軽にご覧ください。